

第二十一号議案

江戸川区立区民館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区立区民館条例の一部を改正する条例

江戸川区立区民館条例（昭和四十二年七月江戸川区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第四条第三号中「前二号に定めるもののほか、区長」を「その他江戸川区長（以下「区長」という。）」に改め、「認める」の下に「業務に関する」を加える。

第六条の見出し中「設備等」を「設備等の使用」に改め、同条中「をし」の下に「、若しくは変更を加え」を加え、「施設備付器具以外の器具」を「付帯設備以外のもの」に改める。

第七条第三号中「前各号のほか」を「その他」に改める。

第十条の見出し中「減免」を「減額又は免除」に改め、同条中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第十一条中「既納の」を「既に納付した」に改める。

第十二条の見出しを「（利用承認の取消し等）」に改め、同条中「ときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し若しくは利用の承認を取り消す」を「と認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止する」に改め、同条第一号中「、この条例」を「この条例」に、「規定」を「規程」に

改め、同条第二号中「目的」の下に「に反し、」を加え、「利用条件」を「利用の条件」に改め、同条第四号中「前各号のほか、区長が」を「その他区長が特に改める。」

第十四条第一項中「終わったとき」を「終わったとき、」に、「停止されたとき」を「停止され」に、「利用承認」を「利用の承認」に改め、同条第二項中「ことができる」を削る。

別表二江戸川区立小岩区民館の表集会室（第一）の項及び集会室（第二）の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表和室の項中「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同表講座講習室の項及びレクリエーションホールの項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表くつろぎの間の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、別表二江戸川区立小松川区民館（一）の表ホールの項中「二、九八〇円」を「三、〇四〇円」に、「五、九七〇円」を「六、〇八〇円」に、「七、四一〇円」を「七、五五〇円」に、「一六、三六〇円」を「一六、六七〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、六七〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、三三〇円」に、「八、八五〇円」を「九、〇一〇円」に、「一九、六五〇円」を「二〇、〇一〇円」に改め、別表二江戸川区立小松川区民館（二）の表集会室（第一）の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表和室の項中「三一〇円」を「三二〇円」に改め、同表レクリエーションホールの項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表くつろぎの間の項中「三一〇円」を「三二〇円」に改め、別表二江戸川区立東部区民

館(一)の表ホールの項中「二、九八〇円」を「三、〇四〇円」に、「五、九七〇円」を「六、〇八〇円」に、「七、四一〇円」を「七、五五〇円」に、「一六、三六〇円」を「一六、六七〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、六七〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、三三〇円」に、「八、八五〇円」を「九、〇一〇円」に、「一九、六五〇円」を「二〇、〇一〇円」に改め、別表二江戸川区立東部区民館(二)の表集会室(くすのき)の項から集会室(いちよう)の項までの規定中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表集会室(りんどう)の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表集会室(つつじ)の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表和室(やすらぎ)の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表スパーツルームAの項からレクリエーションホールの項までの規定中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、別表二江戸川区立葛西区民館(一)の表ホールの項中「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「八、一三〇円」を「八、二八〇円」に、「一一、〇一〇円」を「一一、二一〇円」に、「二三、四六〇円」を「二三、八九〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二四〇円」に、「九、七七〇円」を「九、九五〇円」に、「一三、一七〇円」を「一三、四一〇円」に、「二八、〇八〇円」を「二八、六〇〇円」に改め、別表二江戸川区立葛西区民館(二)の表集会室(第一)の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表集会室(第四)の項及び集会室(第六)の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表和室の項中「三一〇円」を「三

二〇円」に改め、同表講座講習室の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表健康スタジオの項中「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表レクリエーションホールの項中「六一〇円」を「六三〇円」に改め、同表くつろぎの間の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。